

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長及び佐倉市農業委員会会長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和5年12月22日
措置結果告示日 令和6年 2月26日

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 爲 田 浩

令和5年度定期監査及び行政監査（第1回）

監査対象部署

[予備監査及び監査委員監査]

市民部（市民課、健康保険課、自治人権推進課、根郷出張所、市民公益活動サポートセンター）、福祉部（社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課）、健康推進部（健康推進課、母子保健課、生涯スポーツ課）、産業振興部（農政課、商工振興課、佐倉の魅力推進課、佐倉草ぶえの丘）、農業委員会事務局、教育部（根郷公民館、佐倉南図書館）

[書面審査]

市民部（志津出張所、臼井・千代田出張所、ユーカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、千代田・染井野ふれあいセンター）、こども支援部（こども政策課、こども保育課、こども家庭課）、環境部（生活環境課、廃棄物対策課）、都市部（都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課）、選挙管理委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
1 指摘事項 (1) 契約事務について ア 事業の執行伺の記載について（高齢者福祉課、母子保健課、佐倉の魅力推進課、佐倉草ぶえの丘） 執行伺については、佐倉市契約事務要綱第3条により、事業を執行するときは、執行伺の起案に事業名、事業場所等の必要事項を明記しなければならないことが規定されている。	1 指摘事項 (1) 契約事務について ア 事業の執行伺の記載について 契約事務の執行伺いにつきましては佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、「随意契約チェックリスト」を活用するなど、チェック体制の強化を図ることで、適正な契約事務を確保し、再発防止に努めてまいります。 （高齢者福祉課）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
しかし、執行伺に必要な事項の一部が明記されていないものが6件（高齢者福祉課5件、佐倉の魅力推進課1件）認められた。また、執行伺の記載内容に誤りのあるものが2件（母子保健課1件、佐倉草ぶえの丘1件）認められた。 今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。	執行伺の記載内容の誤りについては、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務に努めてまいります。（母子保健課） 事業執行伺の起案に当たっては、「随意契約チェックリスト」を活用し、確実にチェックを行うとともに、佐倉市契約事務要綱及び随意契約に関する事務処理要領に則った適正な事務処理に努めてまいります。（佐倉の魅力推進課、佐倉草ぶえの丘）
イ 随意契約該当理由について（健康推進課、生涯スポーツ課） 随意契約執行の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが3件（健康推進課2件、生涯スポーツ課1件）認められた。 今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。	イ 随意契約該当理由について 随意契約の根拠となる理由の選択誤りについては、地方自治法を遵守するとともにチェック機能を強化し、適正な契約事務に努めてまいります。（健康推進課、生涯スポーツ課）
ウ 予定価格書について（健康保険課、高齢者福祉課、健康推進課、佐倉の魅力推進課） 随意契約においては、佐倉市財務規則第143条により、同条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第128条第1項の準用により予定価格を定め、同規則第130条の準用により予定価格書を作成することが規定されている。 しかし、予定価格書の予定価格に誤りのあるものが1件（健康推進課）、見積書比較価格に誤りのあるものが3件（健康保険課1件、高齢者福祉課1件、健康推進課1件）、また、見積書比較価格の記入のないものが4件（健康推進課3件、佐倉の魅力推進課1件）認められた。 今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。	ウ 予定価格書について 随意契約における予定価格書につきましては、佐倉市財務規則を遵守し、見積書比較価格に誤りがないよう、チェック体制の強化を図ることで適正な契約事務の確保に努めてまいります。（健康保険課） 予定価格書の記載内容につきましては佐倉市財務規則を遵守するとともに、チェック体制の強化を図ることで、適正な契約事務の確保に努めてまいります。（高齢者福祉課） 予定価格書の作成については、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務に努めてまいります。（健康推進課） 随意契約事務に当たっては、「随意契約チ

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
エ 見積書について（社会福祉課） 随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書には、見積金額、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記しなければならないことが規定されている。 しかし、見積書に事業場所が明記されていないものが1件認められた。 今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。 オ 見積書を入れる封筒について（健康保険課） 随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書を、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、見積徴取日及び見積書在中の旨を明記した封筒に入れて封印しなければならないことが規定されている。 しかし、封筒に見積徴取日が明記されていないものが1件認められた。 今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。 カ 代決後の後関について（市民課、健康推進課） 佐倉市事務決裁規程第6条では、代決した事項については、速やかに当該事務の決裁者に後関しなければならないと規定されている。 しかし、執行伺又は契約締結起案代決後に決裁者に後関されていないものが2件（市民課1件、健康推進課1件）認められた。	エックリスト」を活用し、確実にチェックを行うとともに、佐倉市財務規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。（佐倉の魅力推進課） エ 見積書について 佐倉市契約事務要綱を遵守し、見積徴取業者に対し見積書に記載すべき事項を適切に指示するとともに、起案審査時にチェックシートを活用するなど確認体制を強化し、適正な契約事務を徹底、再発防止に努めてまいります。（社会福祉課） オ 見積書を入れる封筒について 随意契約における見積書を入れる封筒につきましては、佐倉市契約事務要綱を遵守し、見積徴取日の記載漏れがないよう、記載事項の確認を徹底し、適正な契約事務の確保に努めてまいります。（健康保険課） カ 代決後の後関について 代決後の後関につきましては、佐倉市事務決裁規程を遵守し、適正な事務の遂行に努めてまいります。（市民課） 執行伺又は契約締結起案代決後に決裁者に後関されていないものについては、佐倉市事務決裁規程を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。（健康推進課）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
今後は、佐倉市事務決裁規程を遵守し、適正な事務処理に努められたい。 キ 契約締結起案の専決区分について（市民課） 契約関係事務については、佐倉市財務規則第3条及び別表第3その1により、専決区分が定められている。 しかし、契約の締結について専決区分に誤りのあるものが1件認められた。 今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。 ク 調査職員任命の専決区分について（健康保険課、自治人権推進課、健康推進課） 調査職員について、佐倉市財務規則第3条及び別表第3その2並びに佐倉市委託業務調査事務指針第4条第1項により、調査職員の任命は、担当部長が専決することが規定されている。 しかし、調査職員の任命について、専決区分誤りが3件（健康保険課1件、自治人権推進課1件、健康推進課1件）認められた。 今後は、佐倉市財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。 ケ 随意契約関係書類について（障害福祉課、健康推進課、母子保健課、佐倉の魅力推進課、佐倉草ぶえの丘） 随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。 随意契約における事務手続については、契約検査課により「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から	キ 契約締結起案の専決区分について 契約締結起案の専決区分につきましては、佐倉市財務規則を遵守し、起案審査におけるチェック体制の強化を図り、適正な契約事務の遂行に努めてまいります。（市民課） ク 調査職員任命の専決区分について 調査職員の任命につきましては、佐倉市財務規則等を遵守し、起案審査におけるチェック機能の強化を図ることにより、適正な事務処理に努めてまいります。（健康保険課） 調査職員任命につきましては、専決区分に誤りがないよう、佐倉市財務規則及び佐倉市委託業務調査事務指針を遵守し、適正な事務処理を徹底するとともに、再発防止に努めてまいります。（自治人権推進課） 専決区分誤りについては、佐倉市財務規則等を遵守し、適正な事務に努めてまいります。（健康推進課） ケ 随意契約関係書類について 随意契約事務については、佐倉市契約事務要綱等の関係規程を遵守するとともに、「随意契約チェックリスト」の活用によるチェック機能の強化を図ることにより、適正な執行に努めてまいります。（障害福祉課） 随意契約関係書類の作成については、随意契約チェックリスト等に基づき、チェック機

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
契約締結までに行う事務の進捗確認や誤り防止に活用されている。 しかし、随意契約の事務手続について、見積合わせ経過調書への見積日の記載誤りが8件（母子保健課）認められた。また、契約締結起案の記載内容に誤りのあるものが7件（母子保健課1件、佐倉の魅力推進課4件、佐倉草ぶえの丘2件）認められた。 さらに契約書中、法令名称の記載誤りが6件（障害福祉課）、契約相手方の代表者印のないものが1件（健康推進課）認められた。 今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。 （2）補助事業の交付関係書類について（生涯スポーツ課、農政課） 補助金等については、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱等に基づき交付されている。 「佐倉市運動広場管理運営事業補助金」については、佐倉市運動広場管理運営事業補助金交付要綱第6条第2項により、交付申請書に添付する書類が規定されている。 しかし、提出された添付書類について、記載不備が1件認められた。（生涯スポーツ課） 「佐倉市生産体制強化事業補助金」については、佐倉市生産体制強化事業補助金交付要綱第6条第2項により、交付申請書に添付する書類が規定されている。 しかし、提出された添付書類について、記載不備が1件認められた。（農政課） 「佐倉市農産物保全対策事業補助金」については、佐倉市農産物保全対策事業補助金交付要綱第12条第1項により、補助金実績報告書が定められている。 しかし、提出された補助金実績報告書について、記載不備が1件認められた。（農政	能の強化を図り、適正な契約事務に努めてまいります。（健康推進課、母子保健課） 随意契約事務に当たっては、「随意契約チェックリスト」を活用し、確実にチェックを行うとともに、佐倉市契約事務要綱及び随意契約に関する事務処理要領に則った適正な事務処理に努めてまいります。（佐倉の魅力推進課、佐倉草ぶえの丘） （2）補助事業の交付関係書類について 補助金交付について、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び佐倉市運動広場管理運営事業補助金交付要綱を遵守し、申請書類のチェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。（生涯スポーツ課） 補助事業の交付関係書類について、「佐倉市生産体制強化事業補助金」及び「佐倉市農産物保全対策事業補助金」に係る交付事務につきましては、申請書類及び実績報告書等の点検・チェック機能を強化し、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づく適正な補助金交付事務に努めてまいります。（農政課）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
課) 今後は、チェック機能の強化を図り、適正な補助金交付事務を確保されたい。 (3) 文書の管理について ア 文書の収受について（健康保険課、介護保険課、健康推進課、農政課、佐倉の魅力推進課、農業委員会事務局） 佐倉市文書管理規程第12条では、同条第3号に規定する刊行物、ポスター等を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書収受印を押印するものと規定されている。 しかし、文書収受印の押印がないものが、補助金交付関係書類24件（健康保険課7件、農政課15件、佐倉の魅力推進課2件）、国及び県負担金関係書類5件（介護保険課）、随意契約関係書類8件（健康推進課7件、佐倉の魅力推進課1件）認められた。 今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。 イ 決裁者の押印について（農業委員会事務局） 佐倉市文書管理規程第23条では、起案文書を審査又は決裁したときは、当該起案文書の決裁欄に押印するものと規定されている。しかし、決裁欄に押印のない証明書交付申請書が1件認められた。 今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。	(3) 文書の管理について ア 文書の収受について 文書の収受につきましては、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いに努めてまいります。（健康保険課） 今後は、電子メールにおける収受文書においても、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いに基づいて、文書の余白に文書収受印を押印することを徹底いたします。（介護保険課） 文書収受印の押印については、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いに努めてまいります。（健康推進課） 今後は、確実にチェックを行うよう徹底するとともに、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。（農政課、佐倉の魅力推進課） 今後、文書管理規程を遵守し、適切な事務処理を実施してまいります。（農業委員会事務局） イ 決裁者の押印について 今後、文書管理規程を遵守し、適切な事務処理を実施してまいります。（農業委員会事務局）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
2 意見 (1) 佐倉市婚活支援事業交付金交付要綱について（自治人権推進課） 佐倉市婚活支援事業交付金の交付対象経費は、交付要綱第3条の規定において別表のとおりとされているが、予備費が含まれている。予備費は、予算上の項目で予算超過等の支出に充てるためのもので、事業費とは区別されるものであり、対象事業費から除外されたい。 (2) 企業誘致・再投資促進助成金について（商工振興課） 佐倉市企業誘致・再投資推進助成金については、内容の改正について検討されているところではあるが、償却資産については耐用年数が長くないものもあり、設備投資額の大部分を助成金で賄い得ることとなりかねない。また、耐用年数が短ければ助成金の趣旨の効果としては、限定的であると思われる。 企業の償却資産に対する設備投資については、耐用年数を考慮するなど、引き続き研究・検討に努められたい。 (3) 市内中小店舗キャッシュレス推進応援事業について（商工振興課） 当該事業の目的の一つである「中小店舗事業者の経営を支援する」という意味では、効果があると思われる。一方、キャッシュレス決済を普及させる目的においては、決済手段の多様化が進む中で、一社のみに同様のキャンペーンを実施させることが、キャッシュレス決済の普及拡大になるとは考えづらい。今後も実施する場合には、一社に集中することなく多様化に順応できるよう、検討実施されたい。	2 意見 (1) 佐倉市婚活支援事業交付金交付要綱について 佐倉市婚活支援事業交付金交付要綱における交付対象経費（別表）の「予備費」につきましては、事業費とは区別されるものであるため対象事業費から除外いたします。（自治人権推進課） (2) 企業誘致・再投資促進助成金について 「佐倉市企業誘致・再投資促進助成金」につきましては、制度趣旨に鑑み、より効果的な助成金となるよう、引き続き研究・検討に努めてまいります。（商工振興課） (3) 市内中小店舗キャッシュレス推進応援事業について 市内中小店舗キャッシュレス推進応援事業につきましては、今後も実施する場合には、事業の目的に沿って効果的な事業となるよう、検討してまいります（商工振興課）